

寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等除却補助金交付における

必要添付書類一覧

(令和8年4月1日更新)

1 寝屋川市老朽建築物等除却補助金交付申請書 (第1号様式)

(必ず提出する書類)

(1) 補助対象建築物の現況図 (付近見取図、配置図)	地図など
(2) 補助対象建築物の除却する工事面積が確認できる各階平面図	建物図面 法務局
(3) 補助対象建築物の土地・家屋名寄帳兼課税台帳または <u>固定資産評価証明書</u>	市 固定資産税担当 (サービスゲート4階)
(4) 補助対象建築物の <u>土地、建物</u> 所有者を確認することができる書類 ( <u>登記簿謄本</u> など)	法務局
(5) 補助対象建築物の築後経過年数を確認することができる書類 ( <u>登記簿謄本</u> など) ↑(4)で確認できれば不要	法務局など
(6) 市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がないことを証する書類 (補助対象建築物を共有している場合においては、共有者全員のもの)	市 徴収・納付担当 (サービスゲート4階) ( <u>完納証明書</u> ) 又は ( <u>滞納なし証明書</u> )
(7) 補助対象経費の <u>見積書</u> 及び <u>内訳明細書</u> の写し	解体工事業者より
(8) <u>撮影日時</u> が記載された <u>現況写真</u>	撮影
(9) <u>誓約書</u>	市・様式より

(場合によって必要となる書類)

(10) 建物所有者と <u>土地所有者が異なる</u> 場合	土地所有者の同意書
(11) 補助対象建築物が <u>共有</u> である場合	補助申請者以外の共有者全員の同意書 及び代表者選任書
(12) 補助対象建築物が <u>区分所有</u> である場合	補助申請者以外の区分所有者全員の同意書 及び代表者選任書
(13) 補助対象建築物が区分所有であり、 その <u>一部のみを除却</u> する場合	除却しない部分の区分所有者の同意書
(14) <u>建物に抵当権が設定</u> されている場合	金融機関の同意書 (任意書式)
(15) <u>委任者</u> がいる場合	委任状
(16) 各号掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	

**2** **※寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等除却補助事業計画変更承認申請書（第4号様式）**

（事業内容等が変更になる場合は、提出する必要がありますのでご注意ください。）

- (1) 寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等補助金交付決定通知書（第2号様式）の写し
- (2) 変更内容がわかる書類
- (3) 補助対象経費の変更内訳明細書
- (4) **※** 前各号掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

**3** **寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等除却補助事業着手届（第7号様式）**

（交付申請に対する回答として交付通知を受けた日から30日以内に、除却工事に着手するものとし、着手したときは直ちに提出する必要があります。）

- (1) 請負金額及び工事期間が記載された除却工事請負契約書の写し
- (2) 寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等除却補助金交付決定通知書（第2号様式）の写し
- (3) **※** 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

**4** **寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等除却補助事業実績報告書（第8号様式）**

（除却工事の完了した日から20日を経過した日又は補助金の交付申請に係る会計年度の3月15日のいずれか早い日まで提出する必要があります。）

- (1) 除却工事に係る領収書の写し
- (2) 撮影日が記載された除却工事完了写真
- (3) **※** 第10条に規定する補助事業の変更を行った場合は、寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等除却補助事業計画変更承認通知書（第5号様式）の写し
- (4) **※** 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

**5** **寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等除却補助金請求書（第10号様式）**

- (1) 寝屋川市密集住宅地区老朽建築物等除却補助金確定通知書（第9号様式）